

蒲郡市教育委員会学校教育課所轄事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 蒲郡市教育委員会学校教育課所轄事業費補助金（以下「補助金」という。）は、蒲郡市公立学校設置条例（昭和39年蒲郡市条例第15号）第2条に規定する学校（以下「学校」という。）の児童生徒及び教職員の学校教育活動の一環として実施する事業に要する経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象事業及び交付目的)

第2条 補助金の交付対象事業及び交付目的は、別表1に掲げる事業（以下「補助事業」という。）及び交付目的とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 前条に規定する事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費について補助金を交付する。

2 補助金の額は、毎年度予算の範囲内において算出するものとする。

(申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による交付申請書の提出時期は、別に定める期日までとする。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたものについて補助金の交付決定をするものとする。

2 前項の規定により補助金の交付決定をしたときは、交付申請書を提出した申請者に対して、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金の交付決定を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から7日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第7条 第5条第2項に規定する補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ補助金変更申請書(第3号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定内容を変更し、又は条件を付することができるものとし、補助金変更決定通知書(第4号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を得なければならない。

(事業遅延の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、補助事業実績報告書(第5号様式)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2 前項に定める補助事業実績報告書の提出期限は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ)の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、内容を審査の上交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(第6号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、第5条の規定により補助金の交付の金額が決定した後にこれを行うものとし、その全部又は一部を前金払により交付することができる。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

蒲郡市教育委員会学校教育課所轄事業費補助金交付対象事業

	事業名	団体名	交付目的
1	教育課程研究事業	蒲郡市現職研修委員会	「教育課程研究事業」要項に基づき、総合的な学習の時間などについて全学校に研究を委嘱し、各学校で創意工夫を生かした特色ある教育活動が円滑に実施できるようにする。
2	現職研修事業	蒲郡市現職研修委員会	「蒲郡市現職研修計画」に基づき、各教科・領域の研究部会における専門的な研究活動を行い、教職員の資質向上ならびに学校の教育内容の充実を図る。また、市教育論文研修事業・教育課程検討委員会等の研修の充実も図る。
3	蒲郡市研究指定校事業	蒲郡市現職研修委員会	「蒲郡市現職研修計画」に基づき、研究委嘱を受けた学校が学習指導研究における校内現職研修の成果を教職員に還流し、教職員の資質向上ならびに学校の教育内容の充実を図る。
4	自然教室推進事業	蒲郡市現職研修委員会	自然との触れ合い、地域社会への理解を深めることによって生徒の心身ともに調和のとれた健全な育成を図る。
5	進路指導対策事業	蒲郡市進路指導対策委員会	生徒の進路指導の適正を期する。
6	生徒指導研究実践推進事業	蒲郡市生徒指導研究推進委員会	児童生徒の健全育成のため、調査研究を行い指導力の向上を図る。

7	不登校対策事業	蒲郡市不登校対策協議会	不登校の問題に関して、根本的かつ総合的な研究・研修を行い不登校問題の解決に資する。
8	特別支援教育推進事業	蒲郡市特別支援教育推進協議会	特別な支援の必要な児童生徒に対する適切な教育を実施するため、特別支援教育の進展・充実を図る。
9	学校保健研究事業	蒲郡市学校保健会	学校における児童生徒及び教職員の健康の保持増進を図り、学校保健衛生の研究及び普及の発展に資する。
10	キャリアスクールプロジェクト事業	蒲郡市現職研修委員会	児童生徒が職業の魅力を感じ、望ましい勤労観や職業観を醸成することを目指す。
11	コミュニティ・スクール推進事業	学校運営協議会	地域と学校が一緒になって地区の子どもたちの教育を考えながら、協働して教育活動を行うことにより、「地域とともにある学校づくり」の進展・充実を図る。
12	地域学習支援事業	蒲郡市現職研修委員会	子どもたちが、子どもたちの目線で蒲郡市の「まちづくり」を考えることにより、主体的に「未来のまちづくり」に参画する子どもたちの育成を図る。
13	修学旅行引率事業	学校	学校行事である修学旅行で児童生徒を引率する教員の施設利用料を補助する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

蒲 郡 市 長 殿

申請者 住 所

名 称

代表者名

補 助 金 交 付 申 請 書

年度において 事業を行うため、
蒲郡市教育委員会学校教育課所轄事業費補助金交付要綱第4条の規定
により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容

3 補助事業施行期間 着手予定 年 月 日

完了予定 年 月 日

4 補助金交付申請額 金 円

5 補助金交付申請額の算出基礎

6 補助事業の経費の配分及びその使用方法

備考1 1. 2. 5及び6については、必要に応じ別紙とすること。

2 2及び6については、必要に応じ計画書、収支予算書等その詳細
を明らかにする書類を添付すること。

蒲教学第 号

申請者 住 所

名 称

代表者名

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度
事業補助金については、蒲郡市教育委員会学校教育課所轄事業費補助
金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定す
る。

年 月 日

蒲郡市長

記

1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、 年 月
日付けによる申請書記載のとおりとする。

2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費 金 円

補助金の額 金 円

〔 補助金の額の確定は、補助事業に要した経費の実支出額とし、当該算
出額が第2項の補助金額を超える場合は、同項の補助金の額とする。 〕

3 補助事業に要する経費の配分及びその使用方法は、前記交付申請
書記載のとおりとする。

4 補助に付する条件は、別紙のとおりとする。

5 補助金にかかる事業実績報告書は、 年 月 日まで
に提出すること。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

蒲 郡 市 長 殿

補助事業者 住 所

名 称

代表者名

補 助 金 変 更 申 請 書

年 月 日付け蒲 第 号により交付決定された補助事業について、下記のとおり変更の申請をいたします。

記

変更の事項	
変更の理由	

第4号様式（第7条関係）

蒲教学第 号

補助事業者 住 所
名 称
代表者名

補助金変更決定通知書

年 月 日付け蒲 第 号で通知した交付決定を、下記のとおり変更する。

年 月 日

蒲郡市長

記

変更決定 の 事 項	
変更決定 の 理 由	

年 月 日

蒲 郡 市 長 殿

補助事業者 住 所

名 称

代表者名

補 助 事 業 実 績 報 告 書

年 月 日付け蒲 第 号で補助金の交付決定を受けた 年度 事業が完了したので、
蒲郡市教育委員会学校教育課所轄事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業施行期間 着手 年 月 日
完了 年 月 日
- 2 補助事業の実績及び効果

備考 この報告書には、収支決算書を添付すること。

蒲教学第 号

補助事業者 住 所

名 称

代表者名

補 助 金 確 定 通 知 書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度
事業補助金については、蒲郡市教育委員会学校教育課所轄事業費補助
金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり確定する。

年 月 日

蒲郡市長

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 金 | 円 |